

清瀬市「夢空間」保存活用検討委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市中央公園に設置する「夢空間」のうちの2車両「ダイニングカー」オシ 25 901、「ラウンジカー」オハフ 25 901（以下「夢空間」という）の「保存活用計画」を策定するにあたり、幅広く検討するために設置する「夢空間保存活用検討委員会」（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、以下の事項について、協議・検討を行うものとする。

- (1) 「夢空間」の保存について
- (2) 「夢空間」の活用について
- (3) 「夢空間保存活用計画」の策定について
- (4) 前各号に掲げるもののほか、「夢空間保存活用計画」の策定主体である清瀬市が必要と定める事項

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会には委員長及び副委員長を各1名置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

6 清瀬市は必要に応じて、鉄道車両活用に関する有識者や事業者等を委員会にオブザーバーとして招聘することができる。

7 オブザーバーは、委員会に参加して意見を述べることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年1月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
ただし、WEBを通じた出席も可能とする。

3 会議は、出席委員の合議をもって進めるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、清瀬市経営政策部未来創造課に置く。

(傍聴)

第7条 傍聴に関する事項は「清瀬市「夢空間」保存活用検討委員会傍聴規程」により定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及びオブザーバーは、委員会で知り得た情報を清瀬市の許可なく第三者に漏洩してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮り定めるものとする。

附則 この要領は令和6年11月〇日より施行する。